

佐賀県告示第272号

鳥獣保護区の指定（平成12年佐賀県告示第557号）の一部を次のように改正し、令和2年11月1日から施行する。

令和2年10月30日

佐賀県知事 山口祥義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
1・2 略	1・2 略
3 存続期間 <u>平成22年11月1日から平成32年10月31日まで</u>	3 存続期間 <u>令和2年11月1日から令和12年10月31日まで</u>
4 保護に関する指針 (1)・(2) 略 (3) 鳥獣保護区の管理方針 区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や <u>鳥獣保護員</u> が隨時巡視する等して区域の管理に当たる。 また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、 <u>鳥獣保護計画</u> 又は <u>特定鳥獣保護管理計画</u> に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。	4 保護に関する指針 (1)・(2) 略 (3) 鳥獣保護区の管理方針 区域界の主な場所に、鳥獣保護区であることを周知するため、標識を設置するとともに、県担当職員や <u>鳥獣保護管理員</u> が隨時巡視する等して区域の管理に当たる。 また、野生鳥獣による農林作物等被害が発生した場合には、 <u>鳥獣保護管理事業計画</u> 又は <u>第2種特定鳥獣管理計画</u> に基づく有害鳥獣捕獲制度の適正な活用により被害防止に努める。